

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：玉井 雅 隆
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2009年3月31日
学位論文の題名：

欧州安全保障協力会議 / 機構における
ナショナル・マイノリティ・イシュー
の変容—CSCE 少数民族高等弁務官職
成立とナショナル・マイノリティ・イ
シュー—

審 査 委 員：龍澤 邦彦（主査）
南野 泰義
吉川 元（上智大学）

<論文内容の要旨>

玉井雅隆氏の課程博士学位請求論文「欧州安全保障協力会議 / 機構におけるナショナル・マイノリティ・イシューの変容—CSCE 少数民族高等弁務官職成立とナショナル・マイノリティ・イシュー—」は、欧州安全保障会議（以下 CSCE と略称）における少数民族に関する国際規範とその保護メカニズムの生成を、人民自決権との関連性や他の欧州の諸国際機関（EU 及び欧州評議会）の国内少数民族問題の扱いをも参照しつつ、歴史的及び制度論的アプローチによってその特徴を際立たせたものである。

<構成>

本論文の核となるのは、ナショナル・マイノリティの国際規範の生成の経緯とその保護のメカニズム、特に中心的機関たる少数民族高等弁務官に関する部分である。玉井氏の研究成果はこの部分に集中しているといっても過言ではない。玉井氏は、戦前は政治的規範とみなされていたマイノリティ保護規範が、戦後、人権の文脈に位置させられ、それが再び政治規範として、少数民族高等弁務官を中心とする紛争予防のレジームと接合して独自のレジームを形成する過程を、社会科学で用いられるサイクル論を使用して、四期に分けている。

初めに

第一部 ナショナル・マイノリティと紛争予防

第一章 ナショナル・マイノリティと国際社会

- 1-1. ナショナル・マイノリティの定義
- 1-2. ナショナル・マイノリティと自決権
- 1-3. 欧州国際政治におけるナショナル・マイノリティ保護枠組
- 1-4. ネイション・ビルディングとナショナル・マイノリティ
- 1-5. 現在の欧州におけるナショナル・マイノリティに起因する紛争予防枠組

第二章 ナショナル・マイノリティレジームと規範

- 2-1. レジーム論
- 2-2. 人権レジーム論
- 2-3. ナショナル・マイノリティレジームの可能性

第二部 欧州安全保障協力機構（CSCE）におけるナショナル・マイノリティと少数民族高等弁務官成立過程

第三章 第一期：人権としてのナショナル・マイノリティ・イシュー（1973年ジュネーブ交渉～1989年ウィーン再検討会議）

- 3-1. ヘルシンキ準備会合（Helsinki Preparatory Meeting, 1972年11月22日～1975年8月1日）
- 3-2. ベオグラード・マドリッド再検討会議
- 3-3. ウィーン再検討会議（Vienna Follow-up Meeting, 1986年11月4日～1989年1月19日）
- 3-4. バリ人的側面会議
- 3-5. 総括

第四章 第二期：一部アクターによる規範認識の変容（1990年コペンハーゲン人的側面会議～1990年パリ首脳会議）

- 4-1. コペンハーゲン人的側面会議
- 4-2. パリ首脳会議（Paris Summit Meeting 1990年11月19日～11月21日）
- 4-3. 総括

第五章 第三期：人権規範からの独立過程（1991

年ジュネーブ少数民族専門家会議～
1991年モスクワ人的側面会議)

5-1. ベルリン閣僚級理事会(Berlin Ministerial
Council, 1991年6月19日～6月20日)

5-2. ジュネーブ少数民族専門家会議(Geneva
Expert Meeting on National Minorities,
1991年7月1日～7月20日)

5-3. モスクワ人的側面会議(Moscow Conference
on Human Dimension Meeting, 1991年
9月10日～10月3日)

5-4. 総括

第六章 第四期: 新マイノリティ規範の形成
(1992年プラハ閣僚理事会～1992年
ヘルシンキ首脳会議)

6-1. プラハ閣僚理事会(Prague Ministerial
Council, 1992年1月30日～1月31日)

6-2. ヘルシンキ準備会合(Helsinki Follow-
up Meeting, 1992年3月24日～7月8日)
と少数民族高等弁務官成立過程

6-3. 総括

終章 欧州における紛争予防とナショナル・マ
イノリティ

1. 破綻国家論再訪

2. 規範認識の変容

3. ナショナル・マイノリティと国際政治論

4. 少数民族高等弁務官職の成立とこれから

<各章の概要>

初めに、ごく簡潔に、少数民族問題が、国民
国家形成が遅れ、国民概念と民族概念が一致しな
かった第二次大戦以前の中東欧諸国の民族対立に
端を発する問題であることを指摘している。そし
て、冷戦体制終了後欧州地域において沸騰した民
族紛争を安定化の方向に向かわせるに至った要因
をナショナル・マイノリティの保護規範とその執
行メカニズムとしての少数民族高等弁務官の活動
に求めるといふ、この論文を貫くテーマを明確に
している。特に、ナショナル・マイノリティの規
範が冷戦後、当初は人権として扱われ、その後、
紛争予防メカニズムに組み込まれて安全保障上の

文脈に位置させられ、政治規範化していく過程を
通じて、ナショナル・マイノリティ問題の本質を
見極めようとする欧州における政治的努力を浮き
だたせようという本論文の意図を明確にしてい
る。

第一部第一章では、ナショナル・マイノリ
ティの定義に関する分析を行い、次に自決権との関係、
欧州国際政治におけるナショナル・マイノリティ
保護の枠組み、ネイション・ビルディングとナシ
ョナル・マイノリティ、現在の欧州におけるナシ
ョナル・マイノリティに起因する紛争予防枠組みを
検討している。まず、定義の問題に関しては、常
設国際司法裁判所や減国際司法裁判所の判例、国
連(国連差別防止・少数者保護小委員会)及び欧
州評議会での審議などを参照しつつ、ナショナル・
マイノリティは定義の問題ではなく、事実上の問
題であり、紛争予防概念と結合することで、定義
の必要性を回避できる、と結論している。

自決権との関係に関しては、他国のドイツ人マ
イノリティに関して、ヒトラーにより乱用された
ため、第二次大戦後はマイノリティの集団的権利
としての自決権を認めず、個人の人権保護の文脈
でマイノリティの保護が議論された。この傾向は
現在も基本的には変わらないが、国連の自由権規
約の解釈に関する規約委員会の一般的意見では、
少数民族の文化的、宗教的、言語上の権利は、「否
定されない」という第27条の規定は、不作為義
務のみでなく、積極的作為義務をも国家に要求し
ているとする解釈が一般化しつつあると著者は主
張する。

欧州国際政治におけるナショナル・マイノ
リティ保護の枠組みについては、CSCEの少数民
族高等弁務官については別に扱うために、OSCE
の長期滞在型使節団(Long-Terms Missions/
LTMs、この使節団は、紛争波及防止、紛争の拡
大防止と解決、紛争後の国家再建という三つの
ミッションに分類される)、欧州人権裁判所を核
とする欧州人権保護条約ならびに法による欧州民
主主義委員会(通称ベニス委員会)を中心とする
欧州評議会の枠内でのメカニズムとこれらの審議

状況、E.U. の分析を行っている。特に、E.U. に関しては、この問題に対する他の機関とは相対的に消極的な姿勢の原因の分析をしている。

ネイション・ビルディングとナショナル・マイノリティに関しては、国家の正当性の問題とネイション・ビルディングの問題を扱っている。前者については、歴史、宗教、血縁などの社会構成に由来する水平性統制と選挙やイデオロギーなどによる国家の支配社会層の支配正当性に由来する垂直正当性という概念を利用して、弱い国家はそのどちらかが欠如しているか低レベルであることが多いとする。また、破綻国家は、これらの正当性を完全に喪失してしまった国家であるとみなす。冷戦構造の崩壊は、かろうじて弱い国家にとどまっていた国を破綻国家に陥らせてしまったために、垂直正当性を補う新たな手段として民主主義、人権規範の導入による新たな正当性確立の必要性を生じさせたと主張する。

第一章の最後では、現在の欧州におけるナショナル・マイノリティに起因する紛争予防枠組みを法的メカニズム、制度的メカニズムに分類して扱っている。欧州においては、自決権の参照を避けつつ、政治的、特に制度的、法的、などの枠組みの多層構造によりマイノリティに起因する紛争の予防を行っているとしている。

第二章では、国際政治理論におけるレジーム形成とナショナル・マイノリティの関係に関して検討している。

初めに、ナショナル・マイノリティの保護規範を含む保護の制度をレジーム論の観点から見るための、Moravcsik、Krasner、山本吉宣等のレジーム論の説明を行った上で、J.Donnelly、宮脇昇、Risse、Sikkink、Rittberger、Zurn 等を参照しつつ人権レジーム論を展開する。まず、レジーム形成のアクターの検討において、「レジームは、全ての国家が積極的でもない、もしくは問題領域に関して合意が成立していなければレジームは成立しないか、弱いレジーム形成にとどまる、しかし、その場合でもある条件を付加すればレジームの形成がなされる可能性がある」と考える。規

範の順守にも積極的なアクター B とレジームの規範を順守する意思がないか弱い意志しか持たないが、何らかの国益への期待（人権レジームの場合は外部的利益の要素が強いとする）を持つアクター A がレジームに参加する場合を例にとって説明する。他方、レジーム形成に至る段階としては、問題領域の認識に対応する次のような段階説を唱える。第一段階では、何が問題領域となるのかということ、第二段階では、その問題領域に関しては、さまざまな価値規範から問題領域への接続が図られるために、様々なアプローチがあり得るということ、これらの問題領域を確立した上での、第三段階としてのレジームの形成である。各々の段階について詳細な分析を行っている。

次に、ナショナル・マイノリティ・レジームの中の規範論を展開する。著者は、規範を「アクターにおいて、特定空間（システム）における有効または義務たる行動指針となるもの」と規定した後、この問題については、ナショナル・マイノリティの国際的な統一された定義は存在していないために、そもそもルール違反行為の認定すら困難であると考ええる。マイノリティの権利が個別に付与され保護されるのか、集団（national minority）に付与されるのかという問題でさえ統一の見解を見ない。ある場面においては公平であっても、それが事実上集団の権利を考慮した場合、権利侵害につながる可能性すら存在する。このような問題点の回避のために、著者は、プライスの規範の接合論 — 既に受け入れられている既存の規範を手掛かりに新たな規範を展開するという理論 — を唱える。ナショナル・マイノリティ・レジームは人権レジームの性格を受け継ぎつつ、独自のレジームを形成しつつあると考える。

第二部では、CSCE でのナショナル・マイノリティの審議を 1973 年のジュネーブ準備会合～1999 年のウィーン再検討会議までの第一期、1990 年のコペンハーゲン人的側面会議（CHD）の第二期、1991 年のジュネーブ少数民族専門家会議及びモスクワ CHD の第三期、1992 年のプラハ閣僚級理事会～ヘルシンキ首脳会議に至る第四

期の4期に分け、規範の性質と保護の制度の変化を分析する。

第三章では、前期の第一期の考察であり、ナショナル・マイノリティの問題が自決権に関する問題とマイノリティの集団としての権利保障の側面で審議されていたとする。前者の問題については、東西両陣営とも、自決権は内的自決を指し、外的自決ではないため、マイノリティは自決権の主体となりえないと認識していた。後者については、マイノリティ問題は、人権レジームの文脈で議論され、審議の過程では、人権が東西両陣営において対立する概念であったにも関わらず、マイノリティの権利を巡る対立に関しては、陣営を越えた形での姿勢が見られたことを、ルーマニアにおけるハンガリー住民の処遇をめぐる両国の対立に言及しつつ指摘している。

第四章では、第二期を扱っている。ソ連の崩壊に続く東欧諸国の政治変動の影響により、東西両陣営間の人権問題の差異が消滅し、中東欧諸国を含めた欧州諸国が自由権を中心とした人権観を共有することになった時期である。マイノリティの権利に対する位置づけも多様化し、スウェーデンのように「少数民族に関するCSCE代表」職設置を主張する参加国もある一方で、特別な枠組みを拒否し、人権問題の枠内における処理を主張する参加国もあった。著者によると、この時期の特徴は、マイノリティ問題が依然として、人権問題の枠内にあるという共通認識が存在していたことである。当該問題を人権から分離するという動きは失敗した。パリ首脳会議で設立された紛争予防センター(CPC)、自由選挙の促進を図る組織としての自由選挙事務所(OFE)などのメカニズムは武力紛争の防止を目的としたものであり、民族主義と紛争予防の結合は見られなかったとする。

第五章では、ユーゴスラヴィア及びソ連における民族間の対立が激化し、武力紛争も生じた時期に対応して、ナショナル・マイノリティ問題も変容した第三期を扱っている。マイノリティ問題に対して保護規範を含むナショナル・マイノリティー・レジームの創設に積極的な姿勢を取って

いたユーゴスラヴィアが民族間の対立激化により安定性を喪失し始めると、一転して消極的姿勢に転換した。

ジュネーブ少数民族専門家会議での提案はラボルトゥール設置案、マイノリティ・パネル案、オンブズマン制度設置案が行われたが、全て「紛争」を意識したものであった。このような中で、マイノリティの権利侵害が紛争原因となると考えたナショナル・マイノリティー・レジームの創設に積極的であった諸国がナショナル・マイノリティー保護規範を紛争予防規範と接合させたレジームを提案した。これに対して、当該保護規範に消極的な諸国は人権の枠内でのマイノリティ問題の処理に固執したため、合意が成立しなかったことを説明している。

第六章では、第五章で説明したマイノリティに関する新たな接合規範案が最終的に受容され、最終的にナショナル・マイノリティー・レジームの中核となる少数民族高等弁務官職が設立された第四期を分析している。当該職は、オランダのナショナル・マイノリティに関する特別職設置提案が発展させられた形で、ヘルシンキ首脳会議での合意文書によって設立を見た、当該職設立の要因として、著者は、第一に、自国のマイノリティ問題が議題には上がっていてもその審議がまだ本格化していなかったロシアが、ワルシャワ条約機構解体後の自国を含めた全欧規模の安全保障体制確立に関して、CSCEに期待していたこと、マイノリティの集団的権利を問題としなかった少数民族高等弁務官職に対して東欧諸国が反対しなかったこと等を挙げている。著者は、少数民族高等弁務官職は、マイノリティ規範と安全保障(紛争予防)規範が接合したものであると考えている。著者によれば、「表面上は安全保障(紛争予防)規範であるが、内実はマイノリティ保護の規範という形をとっており、複合的な新マイノリティ規範として表し得る。」因みに、この職の機能的有効性は、国連人権高等弁務官が創設される際のモデルになっていることでも理解できよう。

終章では、特に、既述の第四期の審議の経緯が

ナショナル・マイノリティ問題の規範の形成と接合という点で纏められている。既存の人権規範と紛争予防規範を接合することで、マイノリティ保護規範と制度作成に消極的な諸国は接合された規範と制度を安全保障の文脈で理解し、積極的な諸国はマイノリティ規範と制度の文脈で理解できるという二面的な構図が出来上がった。著者は、現在のCSCEの保護規範を含むマイノリティ保護制度は「外装は安全保障規範であるが、実情を検討するとマイノリティ保護規範の実行であり、特定国における内政干渉によってマイノリティの権利保護を図ることができる」とし、「入れ子状に人権レジームの内部に含まれていたレジームの分離が行われつつあり、かつそのレジームの基盤となる規範が規範の接合(Norm Grafting)によって元の規範とは別個の規範となったと考えることができる」と纏めている。

〈論文審査の結果の要旨〉

玉井雅隆氏の博士学位請求論文「欧州安全保障協力会議/機構におけるナショナル・マイノリティ・イシューの変容 - CSCE 少数民族高等弁務官職成立とナショナル・マイノリティ・イシュー」について、公開審査過程を含む審査過程で明らかになった特徴及び評価は次の通りである。

〈論文の特徴〉

- (1) 本論文の特徴は、何といても、CSCEの関連一次資料に丹念に当たり、ナショナル・マイノリティ保護の規範とその保護メカニズムの中核となる少数民族高等弁務官の成立過程を克明に描き出したことである。
- (2) 規範を含むナショナル・マイノリティの保護制度をその中核となる少数民族高等弁務官の成立過程をも含めて、サイクル論を用いて、歴史的、合理的、かつ、科学的に説明しようとしている。
- (3) ナショナル・マイノリティの保護制度の理論分析に規範論とレジーム論を用いている。
- (4) 人権レジームに隣接する、独自のレジーム

としてのナショナル・マイノリティ保護レジームを構想している。

〈評価〉

- (1) 規範を含む、ナショナル・マイノリティ保護のレジームの研究は日本においては希少であり、特に、少数民族高等弁務官の纏まった研究は皆無とされ、その意味でもオリジナリティを持ち、資料的価値をも有する。執筆に当たって参照した一次資料は、英、仏、伊、独、露、そして若干の東欧語のものに至り、また、関連分野の先行研究に関して、日本語のもののみならず、諸外国語のものをも参照しており語学的な努力も評価に値する。
- (2) フランスの憲法学者、Lavroffの言う様に、「歴史家と同様、法学者、哲学者、そしてより一般的に社会科学者達は、安定した関係、即ち、一見無秩序と見える事実を結び付ける法則を見出そうと努める。」(D.G.Lavroff, *Le droit constitutionnel de la Ve République*, Dalloz, 1999, p.18) 本論文で使用が試みられているサイクル論とは、このような進化を秩序付ける論理なのであり、歴史的な経緯が整理され、理解が容易にされている。
- (3) 博士論文の主要な要素として、十分な理論構成を有することが問われる。この点に関しては、本論文は、規範論とレジーム論を用いて独自の理論的な説明を行っている。特に、人権レジームに関する議論は、ナショナル・マイノリティの問題を、少数民族が存在する国における、当該集団に所属する個人の権利として認識されている現行の法的な人権論を十分踏まえながら、これをより一般的に規範論という観点から分析していく可能性を検討している。
- (4) 独自のレジームとしてのナショナル・マイノリティ保護レジームの論証に当たり、プライスの規範の接合論を用いて、ナショナル・マイノリティ・レジームは人権レジームの性格を受け継ぎつつも、紛争予防規範と接合されて、新たな独自の隣接的なレジームの発達を見ていると考えた点

も評価に値する。

(5) ナショナル・マイノリティの問題は、その淵源をオーストリア・ハンガリー帝国の末期とその崩壊に遡る古い問題であり、第一次大戦、戦間期、第二次大戦を経て、現在に至っているのである。本論文は、この点を CSCE のマイノリティ保護レジームの説明に必要な範囲で扱っている。公開審査会において、この点に関して若干の指摘がなされたが、玉井氏の回答は、この歴史的な経緯も文献調査及び現地調査をも含めて、十分に調査したことを示すものであった。

審査委員会は、3名による審査に加え、2009年7月14日17時30分より19時まで、恒心館723号教室において公開審査会を実施し、本学国際関係研究科博士課程後期課程の在学中における研究活動、及び本課程博士号申請論文に関する本人からの詳細な報告を基に忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、玉井雅隆氏が博士学位に相応しい能力を有するこ

とを確認した。その結果を踏まえ、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また、本研究に必要とされる諸外国語のものを含む一次資料および先行研究の文献を参照している点、2007年6-11月にプラハの OSCE 事務局プラハ事務所で、現地調査員 (Researcher in residence) として諸外国語による文献調査とヒアリングを行い、またその成果が本論文に十分に活かされている点からして、語学能力も十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して、「博士 (国際関係学) 立命館大学」の学位を授与することを適当と判断する。

氏 名：福留 邦浩
学位の種類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2009年3月31日
学位論文の題名：
フェリブリージュ運動の再検討
審査委員：南野 泰義（主査）
中本 真生子
岡村 茂（愛媛大学）

〈論文内容の要旨〉

福留邦浩氏の課程博士学位請求論文「フェリブリージュ運動の再検討」は、アラン・トゥレーヌの「オクシタン運動」評価を批判的に検証するとともに、南フランスの地域言語であるオック語復興を目的とする「フェリブリージュ運動」を、かかる運動の発足期である19世紀半ばまで遡り、活動の中心となった組織形態や運動方針、運動を指導した主たる活動家の行動、思想、言説をその時々の政治情勢との関係で歴史的に丁寧に分析かつ再評価を行なった研究である。同時に、本論文は、周辺エトニの支配的エトニへの同化・吸収過程のあり方とその限界性から「エスニック・リバイバル」現象を分析したアントニー・D・スミスの「長期持続」における「エスノシンボリックなアプローチ」とかかるスミス理論を継承したジョン・ハッチンソンの「文化的ナショナリズム」論を援用しつつ、オック語復興運動の長期的な流れの中に位置づけ、オクシタンにおける言語復興運動の性格とその生命力を解明しようとした長期的な視野と問題意識に拡がりを持った意欲的な論文と言える。

本論文の構成は以下の通りである。

〈構成〉

序 章

第1章「オクシタニー」と「オクシタン運動」

第2章「オクシタン運動」の評価と問題点

第1節 アラン・トゥレーヌの「オクシタン運動」の評価をめぐって

第2節 「オクシタン運動」の再考察

第3章「フェリブリージュ」運動の形成とその理念

第1節 「フェリブリージュ」の形成

第2節 フェデラリズムとフェリブリージュ・ルージュ

第3節 フェデラリズム宣言

第4節 ドゥヴォリュイによる改革

第4章「フェリブリージュ」の再建と変容

第1節 マイヤヌ宣言

第2節 雑誌『オクシタニア』とその周辺の活動

第3節 ヴィシー政権期におけるオック語復興活動

終 章

〈各章の概要〉

序章では、第一に、フランス革命以来、オック語などのフランスにおける地域言語がバトワとして扱われてきた歴史を国民国家形成の過程の中に位置づけ、かかるテーマを分析することの意味を明らかにしている。

第二に、アントニー・D・スミスは主張する周辺エトニの支配的エトニへの同化・吸収過程のあり方とその限界性、および「長期持続」における「エスノシンボリックなアプローチ」ジョン・ハッチンソンの「文化的ナショナリズム」論についての整理がなされており、「オクシタン運動」を長期的なスパンの中に位置づけることの重要性を指摘している。

第三に、オック語とフランス語のバイリンガルで授業を行う私立学校「カランドレート」を事例に、1980年代以降のオック語復興の取り組みが言語教育の分野で際立った展開を示しつつ、現在の情勢について考察し、オック語の復興をめぐる運動を分析するための論点整理が行なわれている。

第1章では、第一に、「オクシタニー Occitanie」ということばの概念規定を行い、その上で、このことばが19世紀に、広くオック語圏を指す呼称となっていた過程、そしてその地理的な範囲を歴

史的に明らかにしている。

第二に、1960～70年代の「オクシタン運動」とは何かという問題提起がなされ、その概要を示すとともに、1961 - 1962年のドゥカーズヴィル炭鉱ストライキ、1970年代のラルザクの軍事基地拡張反対闘争、1975 - 1976年のラングドック南部(Bas-Languedoc)のブドウ栽培業者デモ(いわゆる「ぶどう戦争」)の事例を通して、運動の方針、要求、組織の各面から、かかる運動のとりわけ「栄光の20年」とされる時期の運動の複雑な性格を明らかにしている。

第三に、オック語で書かれたスローガンや運動歌とともに、伝統的な「オクシタニー十字」をあしらった旗の登場など、「オック語」なる言語が「オクシタン運動」を象徴し、かかる運動に参加した人々の紐帯となっていた点を明らかにしている。

第四に、政治的要求をかかげる運動と並行して、オック語の再活性化を進める運動が組織され、これが政治的な運動を下支えする役割を担っていた点を分析している。事例として、トゥールーズを本拠とする「オクシタン研究学院 IEO」の設立をはじめ、「オクシタン行動研究委員会 COEA」の代表と副代表を務めるロベール・ラフォンとシャルル・カンブルらがドゥカーズヴィルの炭鉱労働者を積極的に支援する立場をとっていた点が提示され、『「オクシタン運動」』とは、具体的な個別の問題の解決のため、ストライキやデモなどの実力行動に訴えるだけでなく、それらを結びつけるための紐帯としてオック語が大きくかかわっていた(16ページ)という点が明らかにされている。

第2章では、「オクシタン運動」の評価と問題点として、第1節においては、アラン・トゥレーヌの「オクシタン運動」の評価をめぐって、その論点を批判的に整理し、第2節においてアラン・トゥレーヌが示した論点にそって、「オクシタン運動」の再考察を行なっている。本章は、本論文の問題意識の出発点であるアラン・トゥレーヌの「オクシタン運動」に関する評価を軸に、その妥当性を問う内容となっている。

第一に、アラン・トゥレーヌの社会運動に関す

る三つの原理(「主体性の原理」、「敵対性の原理」、「全体性の原理」)とそれとの関係で提起された「オクシタン運動」の「三つの構成要素」(「くにの防衛」、「歴史的ナショナリズム」、「民族重視的進歩主義」)との理論的整合性について再検討を行なっている。そこで、(1)「歴史的ナショナリズム」とは何か、(2)三つの構成要素の担い手とは誰なのか、そしてオック語復興運動家らの位置づけをどのように考えるのか、(3)「三つの構成要素」と文化・政治・経済の三つの次元とがどのように関連しあっているのかという三つの疑問点が存在することを指摘している。

第二に、アラン・トゥレーヌが「オクシタン運動」の活動家は民族闘争より社会闘争(階級闘争)を優先しようとする傾向を強く持っており、それゆえ、全国的な政党や組合に従属する傾向を示し、「歴史的ナショナリズム」を担う活動家が存在していなかったとする主張に対して、そもそもアラン・トゥレーヌが言うところの「文化的に規定される行為主体」がどのような人たちであるのかを明らかにされていないと批判している。そこで、アラン・トゥレーヌの研究プロジェクトが対象とした活動家とはどのような人々であったのか、「オクシタン運動」に参加した活動家のどの部分に属する人々であったのかを具体的に検証する作業が行なわれている。その結論として、トゥレーヌが対象としたのは、社会党や共産党との共闘を指向する部分と『ヴィウレ』や『オクシタン闘争』などの機関紙を発行するオック語復興運動機関に関係する活動家が中心であり、それゆえ、民族闘争より社会闘争(階級闘争)を優先するという側面と言語復興という側面が強調されることになったと指摘している。

第三に、ここで、「フェリブリージュ」の運動は本来的に、トゥレーヌが評価するような非政治的な運動であったのかという疑問を提起し、アラン・トゥレーヌの評価の妥当性を検証するために、改めて「フェリブリージュ」の活動を1854年の設立から長期的に考察する必要性を指摘し、オック語復興を中心とした文化的活動と政治的主張に

かかわる活動の関係をトータルに把握する方法とその重要性を提起している。

第3章では、「フェリブリージュ」運動の形成とその理念として、第1節において「フェリブリージュ」の運動の形成過程、第2節で「フェリブリージュ」の運動を特徴付ける論点として「フェデラリズム」の概念をめぐる主流派とフェリブリージュ・ルージュとの論争過程、第3節で「フェデラリズム宣言」、第4節で「ドゥヴォリュエによる改革」の性格をそれぞれ検証し、「フェリブリージュ」運動における「フェデラリズム」論争を焦点に、指導部の構成や運動方針の変化を解明している。

第一に、「フェリブリージュ」は、1854年5月21日、アヴィニョン近郊において、ミストラル、ルーマニユ、オーバネルらオック語による文芸創作を重要視する作家や詩人たちが呼びかけ、設立された文芸団体であり、その構成メンバーは主に、知識人、中小ブルジョワジー、公務員を中心としていたが、政治的には王党派から共和主義派まで幅の広い運動であった点を解明するとともに、創設の中心メンバーであるミストラル、ルーマニユ、オーバネルらの政治的な立場に微妙な相違が存在していた点について、丁寧な整理を行っている。

第二に、「フェリブリージュ」運動の性格を検証する上で、運動方針を支える理念面、つまり「フェデラリズム」の概念をめぐる論争に着目して、かかる論争が組織構成や運動方針の変化にどのように作用したのかを解明している。

第三に、「フェデラリズム」をめぐる議論について、3つの時期区分（①1860年～1870年、カタルニャ復興運動の活動家たちとの接触を契機として、ミストラルを中心に「フェデラリズム」論議が活発化する時期、②1870年代半ば、ルイ・クサヴィエ・ドゥ・リカールとオーギュスト・フーレスの共和主義左派（いわゆる「フェリブリージュ・ルージュ」）が唱える「フェデラリズム」論が台頭し、ミストラルを中心とする主流派の議論が後退していく時期、③1892年、フレデ

リック・アムレットイ、シャルル・モラスらによる「フェデラリズム宣言」提起の時期）がなされ、それぞれの時期の特徴について詳細な検討が行なわれている。この検討を通して、「フェリブリージュ」運動は一般論として共和主義を受け入れながらも、その共和主義は、ジャコバン派が主導するそれではなく、ジロンド派主導の時期の共和主義に依拠するものである点を解明している。つまり、ジャコバンの共和主義の強い中央集権的傾向に対して、さまざまな地域性を容認しうる分権的傾向を持つと考えられるジロンドの共和主義に傾斜したものであった。こうした把握の背景として、ミストラルなど「フェリブリージュ」運動の指導層がブルードンの「フェデラリズム」論の影響を強く受けていた点を指摘している。

第四に、ミストラルが「オクシタニー」のフランスからの分離独立を考えていたわけではなく、フランスという枠組みを維持しながら、それぞれの地域の独自性——南仏について言えば「オクシタン性」(occitanité)——の保持を重視する立場にあり、フランスと「オクシタニー」の共存を図るための方策として「フェデラリズム」を位置づけていた点を明らかにしている。

第五に、こうしたミストラルの立場は、ルイ・クサヴィエ・ドゥ・リカール(1843-1911)、オーギュスト・フーレス(1848-1891)に継承され、『ラウセタ年報』誌を中心にして、「フェリブリージュ・ルージュ」とよばれる共和主義左派を組織しようとする動きと、ルーマニユから王党派が「フェリブリージュ」内の共和主義者らを糾合しようとする動きとを当時のフランス共和政の危機との関連で検討している。こうした情勢の中で、指導部(主流派)が組織維持を優先して、活動をオック語復興に限定した「非政治性」を打ち出し、内部抗争の收拾に乗り出す過程を明らかにしている。

第六に、「フェリブリージュ・ルージュ」による「フェデラリズム」の理念はモラスら次世代のフェリーブルによって再び取り上げられ、1892年の「フェデラリズム宣言」に連携していく過程が検証されている。モラスらが提起した「県の

廃止」、「州」および「州議会」の復活要求は、第三共和制の中央集権体制を支える行政システムの根幹を脅かす性格を持つとされ、モーラスとアムレットがジャコバン的共和主義の立場に立つフェリブールたちによって、「パリ・フェリブール協会」から除名されていく過程を詳細に辿っている。ここでは、大革命以来、パリを中心とした中央集権的政府にとって、いわゆる「フランス語の優位」と、これを脅かさないという条件を前提としない限り、「オック語の復興」といった問題を提起することが困難なイデオロギー状況が存在していた点を指摘している。

第七に、第4節では、1901年に第四代カプリエとなったピエール・ドゥヴォリュイの「フェデラリズム」論の考察が行なわれている。ドゥヴォリュイの「フェデラリズム」論は、これまでの「フェデラリスト」たちの議論とは異なり、「ガリア」は複数の「民族」から成る一体の領域であり、「オクシタニー」はそもそも「ガリア」の一部であり、複数の民族から構成されていたと考えることで、フランスからの分離独立という議論を回避しようとした点にその特徴を求めている。

第八に、フェリックス・グラ、ピエール・ドゥヴォリュイ、ヴァレール・ベルナルら歴代カプリエが政治的活動とは一定の距離を保ち、「フェリブリージュ」の活動をもっぱらオック語の復興にしぼることで「非政治性」を確保しようとしているのに対し、1892年の「フェデラリズム宣言」のシャルル・モーラスやフレデリック・アムレット、後の「アクション・フランセーズ」に連なるグループ、「フェリブリージュ」の非政治化を批判して積極的にこれにかかわっていくことを主張したドゥ・ヴィルヌーヴやフィラデルフ・ドゥ・ジェルドラ王党派の関係を丁寧に整理するとともに、「フェデラリズム」思想をめぐって、(1)自らのアイデンティティを「フランス」に置くか、または「オクシタニー」に置くか。(2)「共和主義」を志向するか、または「王政復古主義」を志向するのか、というベクトルの組み合わせのあり方によって、「フェリブリージュ」内諸派の政治への

関わり方が決まってくる点を指摘している。

第4章では、「フェリブリージュ」の再建と変容過程の分析を中心としており、第1節で「マイヤース宣言」、第2節で「雑誌『オクシタニア』とその周辺の活動」、第3節で「ヴィシー政権期におけるオック語復興活動」について、その歴史的な展開を詳細に考察し、「フェリブリージュ」運動の公式な指導部とは別に、分派活動を通して、戦後における「オクシタン運動」を指導する組織母体の萌芽が形成されていく過程を明らかにしている。

第一に、『オクシタニア』紙の指導者であるシャルル・カンブル、「南仏祖国同盟」の呼びかけ人であり雑誌『オック *Òc*』誌の指導者であるカミーユ・スーラ、「オクシタン研究協会」の初代代表となったイスマエル・ジラルルの行動を軸に、1920年代から40年代の「フェリブリージュ」運動の新しい運動主体の形成と組織再編の過程を解明している。

第二に、1914年、第一次世界大戦が勃発すると、「フェリブリージュ」の運動は、戦時体制下、機関紙の廃刊に追い込まれ、運動の存続さえ危機的状況に追い込まれる。しかし、1920年4月、エクス・アン・プロヴァンスにおいて若いフェリブールを中心に、自分たちの「くに」の現実の社会生活や経済生活の改善を求めて、「青年地域主義者同盟会議」が開催され、この取り組みは、1922年3月にミストラル追悼式典において、「マイヤース宣言」として結実する。この宣言について、筆者は1892年の「フェデラリズム宣言」の延長上に位置づけ、「新フェデラリズム宣言」としての性格を持つと指摘している。この「宣言」は、オック語に関する要求のみならず、南仏における政治的、経済的自治を強く要求しており、商工会議所、ブドウ栽培業者総同盟、牛飼連盟、県議会、その他、産業、芸術、スポーツなどあらゆる分野の組織と広範な「同盟」を形成することを目標としていたがゆえに、「フェリブリージュ」の運動が大衆的な運動に転換する契機となるものであったと指摘している。

第三に、この「マイヤース宣言」を契機として、「南仏国民要求行動委員会」が設立され、トゥールーズの「オック地域主義同盟」と結合することにより、1923年、「南仏祖国同盟（別名「オック諸国連盟」）がトゥールーズにおいて設立されることになる。「南仏祖国同盟」が、その政治プログラムとして、「フランス合衆国」構想と諸地方における公的な二言語主義を提起したという点、「南仏祖国同盟」と同じ年に設立された「オクシタン研究学院」は、そのメンバー構成において、「マイヤース宣言」、「南仏国民要求行動委員会」および「南仏祖国同盟」に大幅に重複する組織であったという点を明らかにしている。この時期の運動について、伝統主義、地方主義、アカデミズムから解放しつつ、運動の大衆化とともに運動を「自治」要求を中心課題にすえることに大きな貢献をしたと指摘している。

第四に、1930年代、「フェリブリージュ」の公式の指導部は、「アクション・フランセーズ」や「火の十字団」などフランス・ファシズム勢力に接近する姿勢をとっており、1942年まではヴィシー政権に対して明確な支持を表明していた。一方で、1930年代、カタルーニャでの共和主義政府の成立と1932年レンヌで起こった暴動を契機に、1920年代の運動を母体に、1934年、反全体主義と左派勢力への支持を表明する『オクシタニア』誌が発刊される。この『オクシタニア』誌を介して、1936年には「オクシタニスタ党」が結成され、また「カタルーニャ共和派左派」の自治獲得運動に触発された形で結成された「オクシタン研究協会 SEO」の主要メンバーも、反ファシズム運動「解放と連帯」と結合することになる。ここでは、第二次世界大戦後、ヴィシー政権との関係を清算できないためにオック語復興運動の牽引力を失った「フェリブリージュ」の公式の指導部に代わり、『オクシタニア』と SEO を母体とする新しい組織 IEO (L'Institut d'Études Occitanes) が運動を主導する役割を担うようになっていく過程を詳細に解明している。

終章では、アラン・トゥレーヌが80年以降の

「オクシタン運動の衰退」を「運動のフェリブリージュ化」と評価した問題に立ち返り、「フェリブリージュ」の運動の性格を総括し、以上の分析結果の要約を行っている。第一に、「フェリブリージュ」の運動は、アラン・トゥレーヌが指摘したような非政治的で「過去へのノスタルジー」に基づく運動ではなく、運動方針をめぐる「フェリブリージュ」活動家の「フェデラリズム」論争からして、「フランス共和主義」のあり方、ないしは「フランス・ナショナリズム」のあり方を問うような政治的な性格を本来的に持った運動であり、第二に、戦後の「オクシタン運動」の前提となる土壌を醸成する運動であったと結論づけている。

〈論文審査の結果の要旨〉

福留邦浩氏の博士学位請求論文「フェリブリージュ運動の再検討」について、公開審査会を含む審査過程で明らかになった特徴点および独創点は、以下の通りである。

(1) 学問的意義という点では、南フランスのオック語復興運動をナショナリズム運動との関連で分析したものであり、日本においては希少価値の高い研究であると言える。

(2) 本論文は一部を除いて、書き下ろしであり、文化的なナショナリズムと政治的ナショナリズムの相互補完性を示す重要な事例の一つとして、オクシタン運動の全体像を明確にするという意図のもとに書かれたものである。この論文の特徴は、文化的なナショナリズムと政治的ナショナリズムとを概念的に区別し、長期的なスパンの中で循環的な運動として捉え、その循環の中で政治的ナショナリズムと文化的ナショナリズムとの相互補完性を解明しようとしたところにあり、その論理の一貫性および緻密な歴史的な分析は高く評価できるものである。

(3) フランス語一次文献とともに、この分野に深い知識がなければ入手困難な19世紀後半からのオック語運動の一次文献、運動の機関誌がしっかり活用されており、またオック語復興運動に関わった人々の思想とパーソナリティを詳細に、19

世紀後半から20世紀初頭の南仏をめぐる政治状況と重ね合わせて分析している点は、この論文の重要な特徴であり、高く評価できるものである。また、フランスにおける現地調査の成果とともに、日本語の文献についても、政治学の観点からのナショナリズムに関する先行研究をしっかりと踏まえられていると言える。

(4) 論文の随所に、「なぜ」という問いかけがあり、福留氏の問題意識の高さと学問に対する真摯な姿勢が見られ、アントニー・D・スミスおよびジョン・ハッチンソンの理論についてしっかりと理解にもとづいて援用されており、その点で理論的な整合性と視野に広がりのある論文と言える。

(5) 公開審査会において、フェリブリージュ運動およびオクシタン運動を、フランスおよびヨーロッパ地域における各地の少数民族・民族運動の中での位置やその関係性について質問が出された。かかる質問に関して、福留氏より、カタルーニャやレンヌにおける運動との関係や影響、さらにはアイルランドにおけるナショナリズム運動の活動家との関係など詳細な回答が行なわれ、視野の広さと研究の広がりを確認することができた。なお、この運動をフランスおよびヨーロッパ地域における各地の少数民族・民族運動の中でどのように位置づけるのかという点については、やや弱い点も見られたが、本論文の研究結果を踏まえ、今後の研究の中で深められる可能性を感じさせる回答であったと言える。

審査過程において、中本真生子副査より示された所見は以下の通りである。福留邦浩氏の博士学位請求論文について、アラン・トゥレーヌによる「フェリブリージュ批判」(南仏の地域運動が政治性を失い、言語面での運動に収斂したことへの批判)から出発し、南仏の地域言語であるオック語の保護運動を、運動の開始時である19世紀半ばにまで遡り、活動の中心となった組織の形態や活動した人物の来歴、そしてその時々の政治情勢との関係を丁寧に辿った研究であるところに特徴がある。福留氏はこのトゥレーヌの批判に対して、2つの点で疑念を呈し、ひとつは19世紀半ばか

ら始まったフェリブリージュ運動は、本当に政治性を持たない運動であったのかというものであり、もうひとつは、言語面に収斂したように見える現在のフェリブリージュ運動は本当に弱体化した、社会的意味を失ったものなのか、というものである。福留氏はこの点を、フェリブリージュ運動の歴史を丹念に辿り、また当時の原資料を読み込んだ上で、「文化的ナショナリズム」(ハッチンソン)の理論を援用しながら、フェリブリージュの息の長い運動と、それが南仏に与えた影響について再評価し、トゥレーヌが評価した「政治的運動としてのオクシタン運動」は、文化的運動としてのフェリブリージュという土壌があってこそ初めて展開しえたのだ、ということが、論文の中で明らかにされている。「言語・文化」を擁護する運動の重要性を提示すると同時に、「文化ナショナリズム」と「政治ナショナリズム」の交錯を丁寧に描き出したという点で、独創的な論文と言うことができる。

学外審査委員の岡村茂副査(愛媛大学名誉教授)の所見として、審査過程において、①本論文は、「フェリブリージュ」の運動について、オック語復興運動に自己限定し、文化的活動と政治的活動との有機的な連関を否定する流れがすべてではなく、集権制国家の克服という政治的諸問題とのかかわりを正面に据えて運動を発展させようとした流れも同時に存在したことを文献的な博捜によって立証している点、②本論文は若々しい問いかけが至るところに見いだされ、それに答えようとする誠実な知的活動のあり方につき、一つの模範を示すものと考えられる点、③本論文は十分な資料の収集と読み込みをもとに執筆されており、また文体も明晰である点で課程博士論文として十分な水準に達しているとした上で、分権化改革を目前に終息したかにみえる運動のより立ち入った分析が待たれるところであり、本論文を基礎に今後のスケールの大きな研究成果の開花を期待したいとの評価を得た。

しかしながら、本論文の価値を減ずるものでは

ないとはいえ、審査過程において、以下のような問題も同時に指摘された。

(1) 問題の位置が明確にするために、フェリプリージュ運動およびオクスタン運動を、フランス各地の、さらにはヨーロッパ各地の少数言語・民族運動の中に位置づけるといった視点が望まれる。

(2) フェリプリージュ運動中の「フェデラリズム」について、フランスの中央集権主義（ジャコバン主義）との対比をもっと明確に打ち出せば、トゥレーヌの評価に対する批判がさらにクリアになる。また、この論点は、現在のフランスの地方分権について考察する糸口にもなると思われ、今後の研究に生かすことが望まれる。

(3) 理論的な点で、文化的ナショナリズムとの関連性を有する共和主義や連邦主義の意味と概念をもう少し詳細に論じても良かったのではないかとと思われる。しかし、本論文の目的や一貫性を考慮するならば、かかる論点は今後の研究の中で深められることを期待したい。

(4) 今後の研究課題として、分権化改革を目前に終息したかにみえる運動のより立ち入った分析が待たれる。

以上の諸点は、福留氏の今後の一層の研究の積み重ねにより、克服されていくべきではあるが、本論文の意義を損なうものでない。

審査委員会は、3名による審査に加え、2009年6月16日13時から14時30分まで、諒友館836号教室において公開審査会を実施し、本学国際関係研究科博士課程後期課程の在学中における研究活動、および本課程博士号申請論文に関する本人からの詳細な内容の報告をもとに、忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、福留邦浩氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ、審査委員会は、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位にふさわしい学力を有していることを確認した。また、本研究に必要とされるフランス語文献を数多く参照している点、2005年度に実施した現地調査（フランス）ではフランス語によるヒアリングを行っており、またその成果が本論文に十分に生かされている点からして、語学能力も十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して、「博士（国際関係学）立命館大学」の学位を授与することを適当と判断する。

氏 名：山下 英愛
学位の種類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2009年9月10日
学位論文の題名：

ナショナリズムの狭間から
—「慰安婦」問題へのもう一つの視座—
審査委員：君島 東彦（主査）
秋林 こずえ
志水 紀代子（追手門学院大学）

<論文内容の要旨>

山下英愛氏の博士学位請求論文『ナショナリズムの狭間から—「慰安婦」問題へのもう一つの視座—』は、日本軍「慰安婦」問題に関する韓国の女性運動をナショナル・アイデンティティ、女性学の視点から批判的に検証する研究である。

山下氏は、1980年代後半から約10年間、民主化直後の韓国で暮らしながら、「慰安婦」問題解決を目指して結成された運動体（韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会）に発足当初から参加した。それはちょうど日本と韓国の両方で「慰安婦」問題が社会問題化された時期である。山下氏は、アジア地域の女性学・ジェンダー研究を先駆的に牽引してきた梨花女子大学大学院女性学科で女性学を学びながら、韓国での「慰安婦」問題とその解決運動を研究対象として観察した。

これまでの「慰安婦」問題に関する研究は、「慰安所」制度の設立・運営などへの日本軍の関与、「慰安婦」動員過程、法的な犯罪性、サバイバーの聞き取りなどを中心に行われてきた。「慰安所」はアジア太平洋地域に広く設置されたが、韓国における「慰安所」制度をめぐる議論は、植民地支配の影響で政治的な懸案となり、ナショナリスティックな言説に影響を受けやすい性質を帯びてきた。そのために、問題の解決を目指す市民運動への省察、特にそのナショナリズムとの関わりや、運動がもつ「慰安婦」認識への問題提起などはあまりなされてこなかった。

そうした中で本論文は、日本と韓国（朝鮮）との間でのアイデンティティの葛藤の経験と、韓国

の運動に参加した経験を持つ山下氏の独自の立場から、歴史学的手法、社会分析的手法、アイデンティティに関する語りの手法という三つのアプローチを用いて、これまでの「慰安婦」問題に関する運動と研究をナショナリズム批判の観点から——それは家父長制批判へとつながる——論じた研究といえる。

本論文の構成は以下のとおりである。

<構成>

序章 ナショナル・アイデンティティの葛藤

- 一 「朝鮮人」として
 - 1 両親のこと
 - 2 朝鮮学校の模範生
- 二 ナショナル・アイデンティティの悩み
 - 1 二つの名前
 - 2 フェミニズムとの出会い
- 三 韓国留学と「慰安婦」問題
 - 1 梨大女性学科
 - 2 尹貞玉先生との出会い
 - 3 一九九〇年五月の女性界声明
- 四 「挺身隊」問題の浮上が示すもの
 - 1 闇に埋もれてきた「挺身隊」問題
 - 2 「挺身隊」問題の浮上
 - 3 「謝罪」に対する韓国の世論
 - 4 名乗り出た「挺身隊」被害者たち
 - 5 植民地時代の女性収奪
 - 6 良き隣人関係の構築のために

第一章 日本軍「慰安所」制度の背景——朝鮮の公娼制度

- 一 公娼制度実施の背景
 - 1 日本人居留地における遊郭の形成
 - 2 朝鮮人売春業の増加
- 二 朝鮮人売春婦に対する公娼化政策
 - 1 性病検査の実施
 - 2 妓生団束令・娼妓団束令
- 三 公娼制度の確立
 - 1 各道における公娼制度の実施
 - 2 公娼制度の全国的実施
- 四 公娼制度の展開

- 1 統一規則発布後の取り締まり
- 2 性病に関して
- 3 接客業婦たちの様相
- 4 人身売買
- 5 周辺地域の売春とその取締り

小括

第二章 日本軍による性的暴力の諸相とその特徴

- 一 性的暴力の種類と特徴
- 二 「慰安所」制度の土壌
 - 1 公娼制度の延長
 - 2 近代日本と性
- 三 性的暴力の構造
 - 1 日本軍の特質
 - 2 戦争と性暴力

小括

第三章 韓国女性学と民族

- 一 女性学の成立と“民族”問題
 - 1 女性運動と民族
 - 2 女性学と女性運動
- 二 日本軍「慰安婦」問題をめぐる“民族”議論
 - 1 “民族”言説
 - 2 性と民族
 - 3 女性学的認識
- 三 アジア女性学への視点

小括

第四章 韓国における「慰安婦」問題の展開と課題——性的被害の視点から

- 一 「慰安婦」問題の展開と民族主義
 - 1 民族問題としての拡大
 - 2 運動の二重構図
- 二 「慰安婦」と公娼
- 三 性的被害とは何か
 - 1 性的被害
 - 2 被害の重層性

小括

第五章 韓国における「慰安婦」問題解決運動の位相——八〇～九〇年代の性暴力追放運動との関連で

- 一 民族民主運動と性暴力追放運動——八〇年

代の女性運動

- 1 民族民主運動への統合
- 2 民族民主運動の性暴力認識
- 3 性売買問題への取り組み
- 二 性暴力追放運動の質的転換——九〇年代の女性運動
 - 1 性暴力事件の衝撃
 - 2 性暴力相談所の開設と性暴力問題の世論化
 - 3 性暴力特別法制定運動
 - 4 性暴力追放運動の急進化
- 三 「慰安婦」問題解決運動の位相
 - 1 「慰安婦」運動の形成経緯
 - 2 「売春」と民族言説
 - 3 民族運動としての意義と限界

小括

終章 ナショナリズムを乗り越えるために

- 一 「慰安婦」問題とナショナリズム——二〇〇〇年法廷後の課題
 - 1 韓国軍「慰安婦」問題の提起
 - 2 公表の意義
 - 3 韓国での反応——日本軍「慰安婦」との“比較”
 - 4 「慰安婦」問題認識とナショナリズム
 - 5 今後の課題
 - 二 日・韓ナショナリズムと「慰安婦」問題——朴裕河著『和解のために』をめぐって
 - 1 「あいだ」に立つということ
 - 2 韓国の男性中心社会と運動体
 - 3 「国民基金」をめぐって
 - 4 開かれた運動のために
 - 三 排除と差別に抗する視点
 - 1 二者択一の意味
 - 2 “国家”の枠組み
 - 3 “国家”枠組みと「慰安婦」問題
- 補論 勤労挺身隊となった人々の人生被害について
- 一 朝鮮人少女たちにとって「勤労挺身隊に行く」ということが意味したもの
 - 二 日本に行って受けたであろう衝撃

三 朝鮮に戻ってからの人生の困難——勤労挺身隊に行ったことが朝鮮社会で意味したもの

1 「挺身隊」言説

2 対日協力者

四 日本軍「慰安婦」問題との関連

1 「挺身隊」被害深刻の殺到

2 再び置き去りにされた勤労挺身隊問題

五 日本政府および関連企業の責任

<各章の概要>

序章では山下氏自身が経験した葛藤を辿ること、ナショナル・アイデンティティの問題への接近が図られ、また本研究の視座が提示される。ここでは、朝鮮半島から日本に渡ってきた父親と、朝鮮人との結婚により在日韓国・朝鮮人コミュニティへの同化を試みた母親という、在日韓国・朝鮮人一世の世代のパーソナル・ヒストリーと、山下氏が在日韓国・朝鮮人コミュニティで育ち、在日朝鮮人組織の傘下にある民族学校（初級学校）での教育によって朝鮮人としてのアイデンティティを形成する過程が振り返られており、エスニック・マイノリティのアイデンティティ形成におけるナショナリズム、ジェンダーの関与を歴史的文脈に位置づけている。山下氏はそのように朝鮮人として育ってきたにもかかわらず、両親が法的婚姻関係になかったために日本国籍をもっていたことを知ることとなり、さらに、それまで名乗っていた父の姓である朝鮮名ではなく、戸籍名の日本名を使用しての日本の中学校入学は、山下氏のナショナル・アイデンティティをめぐる葛藤を顕在化させた。このような経験は、在日韓国・朝鮮人、特にアジア太平洋戦争後、日本で生まれ育った二世・三世に見られる、朝鮮人としてのアイデンティティ獲得をめぐる葛藤とは異なるものである。このアイデンティティに関する葛藤が、本研究における山下氏の視座——ナショナリズムとフェミニズムの交差——を形成することになる。父方・朝鮮姓と母方・日本姓の二者択一への圧力、また、朝鮮人組織から「血が違う」と差別された母親の

体験、また日常における女性差別の体験は、梨花女子大学女性学科への留学と「慰安婦」問題へのコミットメントを後押しすることとなる。また、1988年梨花女子大学入学後、この時期に韓国で社会問題化され始めた「慰安婦」問題に関する運動、韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会の展開と運動内部での運動家・研究者の議論を、韓国と日本の運動の橋渡し役を担った参与観察者として分析している。

第一章では、「慰安所」制度の土台となったと考えられる公娼制度の植民地朝鮮への導入過程、制度の内容また実施方法が考察されている。ここでは導入と実施の過程が①開港によって形成された日本人居留地内での性売買を取り締まるための公娼制度適用②植民地政策の進行とともに居留地内での制度徹底と朝鮮人売春婦の公娼化③朝鮮併合以降の朝鮮総督府による各道における制度実施④公娼制度に関する規則の全国統一、の4つの段階に分けられると論じられている。江華島条約締結（1876年）による朝鮮開国後、開港場を中心に形成された日本人居留地に遊郭が設置されたことに始まり、日本政府が朝鮮の支配を強める中で公娼制度が全国に拡大したことが史料を用いて示されている。また、その日本式の公娼制度の確立と拡大は、従来、朝鮮社会に存在した妓女制度のような性売買の慣習の大衆化に寄与したことが明らかにされている。さらに、朝鮮で施行された公娼制度関連法規を日本で実施されていたものと比較検討し、植民地下での娼妓・芸妓の境遇がより劣悪であったことなども論じられている。1916年の公娼制度確立後の実態については、朝鮮農村の貧困層の少女たちが遊郭に売り飛ばされていく人身売買の仕組みや、1930年代後半以降多発した人身売買事件を丹念に検証することにより、この後、朝鮮での「慰安婦」の大規模な徴集が可能であった背景が明らかにされている。

第二章では日本軍による戦時下の性的暴力を俯瞰し、その中に「慰安所」制度を位置づけることによって、その特徴を明らかにすることが試みられている。まず日本軍の性的暴力を①攻略に伴っ

て起こった、南京事件に象徴されるような強姦、輪姦、強姦後殺害等々の組織的強姦②兵士に対する「慰安」の提供と性病感染の予防策として設置された「慰安所」③中国山西省における調査で明らかにされてきたような、強姦と「慰安所」の中間形態ともいえる強姦所、の3つに類型化し、兵士の置かれた状況によってそれぞれが相互補完的に存在したことが示されている。その上で、第一章で考察された植民地朝鮮の公娼制度と、近代日本の公娼制度の特徴である性売買システム、海外出稼ぎ売春（「からゆきさん」、性病検査という要素に注目し、それらが日本のアジア侵略の過程で拡大展開され、「慰安所」制度の土台となったと論じられている。また、植民地での公娼制度は、「内地」での家制度存続のための女性の役割（「産む性」と表裏一体であり、女性のセクシュアリティを二分することにより植民地政策が進められていったことを指摘している。さらに日本軍の特質と兵士のセクシュアリティという側面において、上官への絶対服従と家族主義を取り入れた日本軍の特質、兵士の男性性とセクシュアリティの関係を考察し、「慰安所」が兵士たちの軍事主義的男性性を維持・再生産する場であったことを指摘している。最後に、他国軍との比較を通して、日本軍の性的暴力の特徴を論じている。未解明の点が多いとしながらも、日本軍の場合、長期にわたって広範囲に「慰安所」を設置したこと、「慰安婦」にされた女性たちが多地域から集められ、また多民族に及んだこと、とりわけ、日本人と朝鮮人「慰安婦」は軍の移動とともに長期間、同行させられたことをその特徴として指摘している。

第三章では、1990年代の韓国における「慰安婦」問題解決運動や世論における「慰安婦」への認識に注目し、その問題点が論じられている。ここでは、前章までの歴史的検証によって導き出された「慰安所」・「慰安婦」に関する分析をもとに、韓国の運動や世論に見られた「慰安婦」に対する認識を女性学的視点から分析し、それが男性中心のかつ民族主義的であったことを指摘している。また、「慰安婦」問題を社会問題化する上で大き

な役割を担った韓国の女性運動について、日本の植民地支配からの解放と韓国の軍事政権下での民主化運動という歴史的状況の中で、女性運動もまた民族運動という性格を強く帯びつつ進展してきたことを批判的に検証した上で、1970年代半ば以降の女性学の導入に一定の意義を認めている。さらに、1990年代に起こった「慰安婦」運動が、女性運動と女性学の発展によって形成された運動主体によって担われつつも、その「慰安婦」という認識は男性中心的な民族主義から抜け出せていないと指摘し、女性学の視点から「慰安婦」問題を認識する必要性を論じている。山下氏が指摘する民族主義的「慰安婦」認識とは、「慰安婦」の出身が売春婦だったか‘処女’であったかを根拠として、「自由意思」によって「慰安婦」となったのか、それとも強制的に「慰安婦」とされたかを判別し、被害女性を分断する思考である。山下氏は、「慰安婦」問題解決をめざす運動体が発表した1993年の声明が日本人「慰安婦」を売春婦出身、朝鮮人「慰安婦」を性的経験のない者とし、前者は「強制的従軍慰安婦」でなかったとした部分について異議を唱えた。声明が朝鮮人「慰安婦」の被害を強調する目的を持っていたとしても、それは被害女性を二分することにつながると指摘している。そして、「慰安婦」の“前歴”は「慰安所」制度の犯罪性の有無を左右するものではないこと、当時の公娼制度下の売春婦もまた事実上の奴隷的扱いを受けていたことを述べている。このような「慰安婦」認識における民族主義言説を克服するためにも、韓国の女性学はアジア地域における研究との連携が必要であり、それにより民族主義的言説の陥穽を乗り越えようと論じている。

第四章では、第三章での分析をもとに、山下氏が参加していた運動、韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会や韓国の運動体や運動方針を中心に、その民族運動的な傾向と問題点を検証している。ここでは、運動体の構造や運動の経緯を分析し、なぜ民族運動的傾向を持つに至ったのかを考察するとともに、「慰安婦」問題を性的被害の視点から見ることの重要性について論じてい

る。ここでは「慰安婦」問題を民族問題としてのみ認識すると、「慰安婦」たちの被害を民族の被害に還元してしまうことになることが指摘されている。「慰安婦」の被害は、個々人の身体的・精神的被害であり、運動が民族運動にとどまることは、被害の究明を妨げ、今日も被害女性たちが抱える性的被害のトラウマの治癒もままならなくすることが指摘される。山下氏は「慰安婦」問題を過去の出来事や国際政治のかけ引き材料としてではなく、現在まで継続する、被害者たち個々人の痛みの問題として捉える視点を提示する。さらに、韓国で運動に参加した女性活動家たちが「慰安婦」問題を民族問題としてとらえたことについて、ジュディス・ハーマンのトラウマと回復に関する議論を援用し、運動家たち自身も植民地支配による痛みを記憶として継承しており、それが「慰安婦」問題への取り組みを被支配民族である彼女たち自身の問題として引き受けさせたのではないかと指摘している。つまり、韓国における「慰安婦」問題は、直接的な被害を受けた当事者のみならず、運動家たちも被植民地支配の痛みとして受け止めており、ここに「慰安婦」制度の被害の重層性を見出している。

第五章では、韓国の「慰安婦」問題解決運動を1980年代以降の韓国における女性運動の流れの中に位置づけ、その意義と限界を明らかにしている。1980年代に始まった女性運動の潮流は二つに大別できるとされる。一つは、軍事独裁体制に対抗する民族民主運動の一部として女性問題を民主化運動の一部門として位置付けようとした流れであり、もう一つは、民族民主運動の重要性を認めつつも、女性問題は民主化運動の中では解決できないとして、独自の課題を設定して活動した流れである。前者は民主化運動が激しく展開された1980年代後半に、韓国女性団体連合の結成(1987年)へと進展し、1990年代の「慰安婦」問題解決運動を担った。他方、家父長制社会に対する問題提起を当初から掲げてきた後者の流れは、1990年代に入ると現代韓国社会における性暴力反対運動やフェミニズム運動を展開した。両者は「慰安

婦」問題解決運動で協力するが、「慰安婦」問題は概して民族問題と位置付けられ、今日の性暴力問題に取り組む運動とは実質的に距離が生じた。山下氏は、今後の「慰安婦」問題解決運動の発展のためには、前者と後者の運動の連携が必要であると論じている。

終章では、以上の考察をもとに、韓国と日本の「慰安婦」問題解決運動の今日的課題を検討している。山下氏がここで強調するのは、他者を排除するナショナリズムに抗しつつ、性暴力の問題として「慰安婦」問題に取り組むことの重要性である。具体的には、約20年にわたる運動や研究の中でほとんど取り上げられなかった日本人「慰安婦」の問題や、朝鮮戦争下の韓国軍「慰安婦」の問題、米軍「慰安婦」の問題に取り組む必要性を述べている。また、山下氏自身のアイデンティティをめぐる葛藤が、これまでの「慰安婦」問題への取り組みを通してどのように克服されたかについても語られている。それは、ナショナル・アイデンティティの悩みが、父系を中心に「二者択一」を迫る日本と韓国・朝鮮の家父長制的な国家・民族の在り方に由来するものであったこと、そして「慰安婦」問題解決をめざす運動もまた、朝鮮人「慰安婦」と日本人「慰安婦」を“処女”と“売春婦”に二分する家父長制から自由ではなかったことを理解することにより得られた視点である。そして「慰安婦」問題の解決に「排除と差別に抗する視点」が必要であり、それはフェミニズムが与えてくれた視点であると述べられている。

補論では、韓国で「慰安婦」問題を象徴的に表す呼称である「挺身隊」に関連して、現実に存在した植民地末期の勤労挺身隊の経験をもつ人々の被害についても論じている。勤労挺身隊として日本の軍需工場で働かされた十代の少女たちは、賃金も支払われないまま強制労働に従事させられ、韓国に帰国後は、「慰安婦」と「挺身隊」が混同されていたために、スティグマを負うこととなった。日本政府や企業による真相究明や補償措置もなかったが、「慰安婦」と思われることへの危惧から、挺身隊で労働させられた女性たちは自らの

経験を語ることも、被害を訴えることもできなかった。山下氏は、このように、「慰安婦」に向けられる蔑視を「挺身隊言説」と名づけ、挺身隊の被害者の今日にまで及ぶ被害について、男性中心的文化における「挺身隊言説」がその被害を長期化させたと分析している。

〈論文審査の結果の要旨〉

山下氏は韓国での「慰安婦」問題について早い時期から研究を行っている研究者の一人であり、さらに韓国と日本の両方で論考を発表してきている。日本語と朝鮮語、両方の一次資料を読むことができる高い能力を備えた研究者である。

「慰安婦」問題に関する研究は歴史研究による実証研究が主であるが、「慰安婦」問題に関わる運動体や、「慰安婦」の社会的認識について、参与的に調査した研究はほとんどなされていない。特に運動に関わりながら、それを公平な立場から批判的に検証した本研究は希少である。これは日本語と朝鮮語のバイリンガルであるだけでなく、日本と朝鮮のバイ・カルチュラルなバックグラウンドを持つ山下氏の重要な貢献である。

山下氏は、本研究で「慰安婦」問題を一貫して女性学の視点から分析している。それは、韓国・朝鮮の家父長制だけでなく、日本の家父長制、また植民地における家父長制の分析である。そこで、ジェンダー秩序や社会階級による覇権構造が植民地の女性を多く徴集した「慰安婦」制度を可能にしたことが明らかにされている。さらに本研究は、韓国における「慰安婦」問題への取り組みが、被植民地支配経験の克服と軍事政権からの脱却をめざした民主化運動が持つナショナリズムにいかに関与し、絡めとられざるを得なかったかを明らかにした研究として高い価値がある。

戦時性暴力は、「慰安婦」制度のみならず、今日、グローバルに広がる問題であり、国際政治の現場においても、国際関係学においても、その分析・克服が求められる喫緊の課題である。「戦争に性暴力はつきもの」と言われてきたが、その現象を学術的に分析した研究は少ない。戦時性暴力の中

でも組織的に行われたことが明らかな日本軍による「慰安所」制度について、植民地朝鮮における制度の歴史的背景、制度化の過程、また軍隊・兵士とセクシュアリティの観点から詳細な分析を行い、さらに市民社会による克服の努力を検討した本研究は、これからの国際関係学に大きく寄与するものと考えられる。また、脱植民地支配と紛争後の平和構築においても、戦時性暴力被害の克服と和解は重要な課題である。本研究は、韓国の事例を詳細に検討することにより、今日、広範囲な戦時性暴力を経験した紛争地域の平和構築研究へも貢献するものといえよう。

審査委員会は、2009年3月18日に、公開審査会を開催した。山下氏から本論文についての詳細な報告があった後、山下氏と審査委員および当日の参加者との間で活発な質疑応答がなされた。山下氏の報告は、これまでの「慰安婦」問題研究の成果と問題点を指摘し、この問題へのフェミニズムの視点の導入の必要性を説得的に説明するものであった。質疑応答の論点は多岐にわたったが、アジア女性学と家父長制概念研究の今後の発展について、また「和解」についての山下氏の見解などが議論された。

論文審査および公開審査会の結果に基づき、当審査委員会は、山下氏の学位請求論文は、立命館大学学位規程第18条第2項に基づく「博士（国際関係学）立命館大学」の学位授与の要件を満たしていると判断した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

卒業、同大学大学院修士課程修了（国際学修士）、韓国・梨花女子大学大学院女性学科修士課程修了（文学修士）、同大学大学院博士課程単位取得退学という学歴を持っている。その後、ソウルの東国大学招聘教授、ワシントン大学（シアトル）、ブリティッシュ・コロンビア大学の客員研究員をつとめた。現在、立命館大学大学院先端総合学術研究科非常勤講師である。

当審査委員会は、山下氏の学位請求論文の内容、

公開審査会における報告および質疑応答、そして山下氏の経歴等に基づき、十分な専門性と豊かな学識を有すること、また外国語能力においても十分な力量を有していることを確認した。したがって、本学学位規程第25条第1項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上のように、論文審査および学力確認の結果、当審査委員会は、立命館大学学位規程第18条第2項に基づき、山下英愛氏に「博士（国際関係学）立命館大学」の学位を授与することが適当であると判断した。